

前文

- 子どもは、個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。
- 子どもは、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした権利を有し、その権利は社会全体で守られなければならない。
- いじめ、児童虐待、子どもの貧困やヤングケアラーの問題など、困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。
- 子どもが被害者にも加害者にも傍観者にもならないためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利を理解することが必要である。全ての県民が協力し、子どもの権利が守られる社会を実現していかなければならない。
- 憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法 の精神にのっとり、子どもの権利が守られ、子どもが元気で、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

目的

子どもの権利の保障に関し、基本理念、県及び市町の責務等、県が取り組む施策の基本事項を定め、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与

定義

- 子ども 心身の発達の過程にある者
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- 学校関係者等 学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者
- 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人

基本理念

子どもの権利の保障は、子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について理解を深め、子どもが自らに自信と誇りを持ち、生まれながらの能力を培い成長する環境を整備することを基本理念として行う

責務・役割

- 県 国、市町等と連携・協力し、子どもの権利に関する施策を策定・実施
- 市町 国、県と連携し、子どもの権利に関する施策の推進に努める
- 保護者 子どもの自立心の育成、心身の調和のとれた発達等を図るよう努める
- 学校関係者等 子どもが子どもの権利の理解を深めることができるよう支援に努める
- 事業者 従業員が子どもと接する時間を確保できるよう雇用環境整備に努める
- 子ども・子育て支援団体等 子ども・子育ての支援、国・県・市町の施策への協力に努める
- 県民 子どもの権利の理解を深め、国・県・市町の施策への協力に努める

県が取り組む施策の基本事項

- 意見表明・社会参加の促進 子どもが意見表明し、社会参加することができるよう、必要な環境の整備を図る
- 意見の施策への反映 子ども施策の策定等に、子ども等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずる
- 広報啓発 県民が子どもの権利に関して意識を高め、理解を深めるため、広報等を行う
- 相談体制の充実 子どもの権利の擁護を図るため、子どもからの相談体制の充実を図る
- 権利擁護 子どもの権利侵害等があった場合、専門的知見に基づき、必要な措置を講ずる
- 推進体制の整備等 子どもの権利に関する施策を推進するため、体制整備等必要な措置を講ずる

いしかわ子どもの権利基本条例素案 【前文】

子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。

また、子どもは、生まれながらに、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を有しており、その権利は社会全体で守られなければならない。

しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自らがかけがえのない個人であることを認識するとともに、積極的に社会参加する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。今こそ、子どもを含めた全ての石川県民が協力し、子どもの権利が守られる社会を実現していかなければならない。

ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法にのっとり、子どもの権利が守られ、子どもが元気で、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

いしかわ子どもの権利基本条例素案 【目的・定義・基本理念】

○目的

この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

○定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校関係者等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。
- 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。

○基本理念

子どもの権利の保障は、子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について理解を深め、子どもが自らに自信と誇りを持ち、生まれながらの能力を培い成長することができる環境を整備することを基本理念として行われなければならない。

○県の責務

県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○市町の責務

市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。

○保護者の役割

保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの権利の保障について第一義的な責任を有するとの認識の下に、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

○学校関係者等の役割

学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について理解を深めることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

○事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

○子ども・子育て支援団体等の役割

子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、子どもの支援及び子育ての支援に努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○意見表明及び社会参加の促進

県は、全ての子どもが社会を構成する一員として意見を表明し、及び社会参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

○子ども等の意見の施策への反映

県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

○広報啓発

県は、県民が子どもの権利に関して意識を高め、理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

○相談体制の充実

県は、子どもの権利の擁護を図るため、子どもからの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

○権利擁護

県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

○推進体制の整備等

県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

いしかわ^こ子どもの^{けんりきほんじょうれい}権利基本条例^{あん}（案） （^こ子ども^{ばん}版）

＜大人の皆様へ＞

「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）について、子どもの意見をいただくためにつくりました。
子どもが意見できるよう、ご配慮をお願いします。

じょうれい^{なに} 条例^{なに}って何？

けん^{しちょうそん} 県や市町村が決めるルールのこと。くに^{おお} 国が決める大きなルール（法律）と
はちがって、そのち^{いき}地域^{つか}だけで使われるルールが「条例^{じょうれい}」です。

いしかわ^こ子どもの^{けんりきほんじょうれい}権利基本条例^{めざ}をつくってどんなことを目指しますか？

こ^{しゃかい} 子どもは、社会にとってとても大切な存在です。せ^{かい} 世界に一人しかいない
だい^じ 大事な人として、まわりひと^{あい}の人に愛され、しん^{じん} 信じてもらえることで、じ^{ぶん} 自分に自信と誇
りを持ち、ゆ^め 夢や希望^{きぼう}を持ちながら、あん^{しん} 安心して元^{げん}気に育^{そだ}つことができます。

こ^う 子どもは、生まれたときから、お^{とな} 大人とお^な 同様に「○○して
もいいこと（権利^{けんり}）」を持っています。

そこで、こ^{けんり} 子どもの権利^{あた}についての新しいルール（条例^{じょうれい}）
をつくることで、こ^{けんり} 子どもの権利^{まも}を守り、こ^{げんき} 子どもが元^{えが}気に、笑顔
でし^{あわ} 幸せにくらせる社会^{しゃかい}を目指しています。



こ^{なんさい} 子ども^ことは？

このルールでは、なん^{さい} 「何歳まで子ども」とは決めず、こ^き 心^{こころ}や体^{からだ}が育^{そだ}っている途^{とちゆう}中
のひと^こを「子ども」としています。

こ けんり 子どもの権利とは？

こ けんり まも せ かい こ けんり かん じょうやく
子どもの権利を守るために、世界では「子どもの権利に関する条約」という
ルールがあります。このルールに、に ほん さん か こ たいせつ
日本も参加していて、子どもを大切にする
ためにまも 守らなければならないことがか 書かれています。

このルールでは、

1 い けんり 生きる権利

いのち まも たと す ばしよ
命が守られること。例えば、住む場所があって、ご
はんが た びょうき びょういん
食べられて、病気のとときに病院に行けること



2 そだ けんり 育つ権利

べんきょう やす あそ じ ぶ ん ちから せいちょう
勉強したり、休んだり、遊んだりして、自分の力をのばして成長できる

こと

3 まも けんり 守られる権利

ぼうりよく まも あんぜん す
いじめや暴力、ひどいしごとなどから守られて、安全に過ごせること

4 さん か けんり 参加する権利

じ ぶ ん かんが い かつどう
自分の考えを言ったり、グループで活動したりできること

などが決められています。そして、これらのけんり しゃかいぜんたい
権利は、社会全体（みんな）で
まも たいせつ
守っていくことが大切です。

じょうれい たいせつ かんが かんた 条例で大切にする 考え方は？

こ あつか もんだい おとな
いじめや子どもへのひどい扱いの問題をなくすためには、大人だけでなく、
こ こ けんり し たいせつ
子どもが「子どもの権利」についてよく知ることが大切です。

こ こ けんり し じ ぶ ん たいせつ そんざい き
子どもが「子どもの権利」を知ること、自分が大切な存在だと気づき、
しゃかい こうどう おも こ
社会のために行動したいと思えるようになります。そうすることで、子どもの
けんり まも あたら しゃかい つく
権利が守られる新しい社会を作っていくことができます。

みんなが「子どもの権利」についてよく知り、子どもが自分に自信を持って、力をのばして育っていけるような環境をつくっていくことが大切です。

子どもに関係するひとたちの役割は？



○石川県

子どもの権利を守る社会をつくるために、国や市・町、保護者、学校・認定こども園、会社、子育てを助ける団体などと協力して、必要な取り組みを進める責任があります。

○市・町

国や県と協力しながら、それぞれの地域のように合わせて、子どもたちのためのルールや活動を進めるように努力します。

○保護者

子どもが生活に必要な習慣を身につけ、自分でやってみようとする気持ちを育て、心と体のバランスよく成長できるように努力します。

○学校・認定こども園など子ども関係施設の関係者等

子どもが「子どもの権利」についてよく知ることができるように、必要な手助けを行っていきます。

○会社などの事業者

働いている人が自分の子どもと過ごす時間をしっかりと取れて、仕事と家での生活の両方が充実するように努力します。

○子ども・子育て支援団体等

子どもや子育てを助けるために力をつくすとともに、国や県、市や町が進める子どもの権利を守るための取り組みに協力します。

けんみん
○県民

こ けんり し くに けん し まち すす
子どもの権利についてよく知るようにするとともに、国や県、市や町が進
こ けんり まも と く きょうりよく
める子どもの権利を守るための取り組みに協力します。

いしかわけん と く
石川県が子どものために取り組むことは？

い けん い しゃかい さん か かんきょう
○意見を言ったり社会に参加しやすい環境づくり

こ しゃかい いちいん じぶん いけん い
すべての子どもが社会の一員として、自分の意見を言ったり、いろいろな
かつどう さん か かんきょう
活動に参加できるように、そのための環境をととのえていきます。

い けん と い
○意見を取り入れる

こ けいかく た じっこう
子どものための計画を立てたり、実行したりするとき
こ ほごしゃ いけん と い
は、子どもや保護者の意見を取り入れるようにします。



じょうほうはっしん
○情報発信

こ けんり し たいせつ おも
みんなが「子どもの権利」についてもっと知って、大切だと思えるように、
じょうほう つた
情報をわかりやすく伝えていきます。

そうだんたいせい
○相談体制

こ なや そうだん
子どもが悩んだときに、相談しやすくします。

こ けんり まも
○子どもの権利を守る

こ けんり まも ふこうへい たす
子どもの権利が守られなかったり、不公平なことがあったときに、すぐに助
けられるようにします。

じゅんび すす
○しくみや準備を進める

こ たいせつ けんり まも しゃかい
子どもの大切な権利をきちんと守ることができる社会にしていくために、
ひつよう じゅんび すす
必要なしくみや準備を進めていきます。